

特定非営利活動法人 超音波スクリーニングネットワーク
主催および、共催・後援の申し入れに関する内規

(目的)

第1条 この内規は、特定非営利活動法人 超音波スクリーニングネットワーク（以下、本法人）が関与する事業における「主催」、「共催」、「後援」の適応、取扱いに関する基準を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この内規における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 主催

本法人定款第5条に掲げる事業を、本法人が主体となって開催することをいう。

(2) 共催

他団体が主催する事業を、本法人が企画または運営に深く関与して開催することをいう。

(3) 後援

事業の趣旨に賛同し支援することをいう。支援の内容は、名義使用および広報の協力に限る。

(基準)

第3条 本法人が共催する事業は、本法人定款第5条に沿っていることを基準として判断する。

2. 本法人が後援する事業は、次の事項を基準として判断する。

- (1) 本法人の方針、事業目的に照らして適当であるもの
- (2) 主催者の存在、組織が明確であり十分な事業遂行能力のあるもの
- (3) 営利、売名、特定企業の宣伝を目的としないもの
- (4) 政治活動または宗教活動を目的としないもの
- (5) 事業終了後に、当法人の責任が問われないもの

3. 共催、後援については本法人から経費負担は行わない。

(申請)

第4条 申請は、次の事項を本法人理事長に書面にて提出するものとする。

- (1) 申請名義種別（共催、後援）
- (2) 事業の名称
- (3) 主催団体名
- (4) 参加費
- (5) 開催期日
- (6) 開催場所
- (7) 事業の趣旨、プログラム

(承認)

第5条 共催の承認は、理事会（メーリングを含む）で可否を決定するものとする。

2. 後援は、理事長が承認の可否を決定するものとする。

(内規の変更)

第6条 本内規の改廃は理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1.この内規は平成27年6月12日から施行する。